

移動貯蔵タンク点検実施要領

1 趣 旨

この要領は、移動タンク貯蔵所の漏れの点検方法に関し、次の関連通知に基づき必要な事項を定める。

<関連通知>

①平成 16 年 3 月 18 日消防危第 33 号

「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」

②平成 19 年 3 月 28 日消防危第 66 号

「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」の一部改正について f

2 点検方法（告示第 71 条の 3）

移動貯蔵タンクの漏れの点検方法は次にいずれかによること。なお、細目については、別添の「移動貯蔵タンクに係る漏れの点検実施要領」によること。

- (1) ガス加圧法
- (2) 液体加圧法
- (3) (1)(2)と同等の方法 (* 1)

* 1 同等の方法として、次のようなものが該当する。

- 直接法
- 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程（国際海上危険物規程。IMDG コード）に基づき 5 年ごとに実施される圧力試験